



けいかく がいよう  
計画の概要

だい 1 章 けいかく がいよう  
第1章 計画の概要

第  
1  
章

1 計画の趣旨

ほんし しょうがいふくししさく かか ちゅう ちょうきてき けいかく しょうがいしゃ ぶらん いか ぶ  
本市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プ  
ラン」といいます。)を、平成16年度に「第1期」、21年度に「第2期」として策定し、  
しょうがいじ しゃ じこせんたく じこけってい しゃかい こうちく してん ちゅうしん しさく すいしん  
障害児・者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に施策を推進してき  
ました。

ぶらん しょうがいしゃきほんほう もと よこはまし しょうがいしゃ かん しさく ほうこうせいとう さだ  
このプランは、障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定  
きほんてき けいかく しょうがいしゃけいかく しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そごうでき しえん  
める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援  
ほうりつ いか しょうがいしゃそうごうしえんほう もと えんかつ さーびす ていきよう すす  
するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づき円滑にサービス提供が進  
しょうがいふくし さーびす ひつよう りょう みこ りょう さだ しょうがいふくしけいかく  
むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の  
ふた せいしつ も けいかく  
二つの性質を持つ計画です。

だい き ひ づ ほんし しさく しょうがいふくし さーびす れんけい はか  
第3期においても、引き続き、本市における施策と、障害福祉サービスの連携を図ってい  
ひつよう ふた けいかく いっただいてき さくてい  
く必要があることから、この二つの計画を一体的に策定します。

しょうがいじ しゃ とくべつ そんざい しょうがい ひとり しみん す な  
障害児・者は、特別な存在ではありません。障害があっても一人の市民として、住み慣  
ちいき あ まえ せいかつ じつげん ひつよう  
れた地域で当たり前のように生活していくまちを実現することが必要です。

だい き じこせんたく じこけってい す な ちいき あんしん まな そだ  
そのため、第3期では「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・  
暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害福祉施策を  
ちゃくじつ すす  
着実に進めます。

## 2 計画の位置付け

## (1) 計画期間

第1章

だい き ぶらん へいせい ねんど ねんど ねんかん けいかくきかん さくてい  
第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

ねんど ねん き さくせい くに きほんほうしん もと  
そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、

しょうがいふくしけいかくぶぶん みなお だい き かいていばん さくてい  
障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

だい き だい き おな ちゆう ちょうきてき びじょん も しさく すす  
第3期についても、第2期と同じく中・長期的なビジョンを持って施策を進めていくため、

けいかくきかん ねんかん さくてい  
計画期間を6年間として策定します。

しょうがいふくしけいかくぶぶん ねんご みなお ぶらんぜんたい しさくおよ  
また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プラン全体の施策及び

じぎょう ひょうか ひつようせい けんとう しんこうかんり おな ひつよう みなお おな  
事業の評価や必要性の検討などの進行管理を行い、必要な見直しを行います。

しゃかいじょうせい に一ず へんか ともな あたら かだい じゅうなん たいおう しさく さいこうちく  
さらに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題へ柔軟に対応するため、施策の再構築

あわ じっし  
なども併せて実施します。

ねndo 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
めいしょ 名称	だい き 第2期	よこはましょうがいしゃ ぶらん 横浜市障害者プラン		だい き 第3期	よこはましょうがいしゃ ぶらん 横浜市障害者プラン							
こうせい 構成		しょうがいしゃけいかく 障害者計画				しょうがいしゃけいかく 障害者計画						
	しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画		しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画		しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画		しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画					

みなお じっし  
見直しの実施

みなお じっし  
見直しの実施

へいせい ねん じどうふくしほう かいせい ともな しょうがいじ ちいきせいかつ しえん さーびす  
平成28年の児童福祉法の改正に伴い、障害児の地域生活を支援するためのサービス

きばんせいびとう すうちもくひょう せってい しょうがいふくしさ 一びすおよ しょうがいじつうしょしえんとう ていきょう  
基盤整備等の数値目標の設定、障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供するため

たいせい かくほ はか しょうがいじふくしけいかく さくてい ざむづ  
の体制の確保が図られるよう「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

## (2) 他計画との関係性

ほんし こべつ ほうりつ こんきよ ふくしほけん ぶんやべつけいかく よこはましこうれいしゃほけん  
本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健  
ふくしけいかく かいごほけんじぎょうけいかく ろうじんふくしほうおよ かいごほけんほう よこはましこ こそだ しえん  
福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法及び介護保険法）、横浜市子ども・子育て支援  
じぎょうけいかく こそだ しえんほうおよ じせだいいくせいしえんたいさくすいしんほう およ けんこうよこはま けんこう  
事業計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）及び健康横浜 21（健康  
ぞうしんほう くわ ほんしどくじ ほけんいりょう ぶらん ほんし  
増進法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の  
ほけんいりょうしさく かん そうごうてき けいかく  
保健医療施策に関する総合的な計画があります。

よこはましちいきふくしほけんけいかく いか ちいきふくしほけんけいかく ちいき  
また、横浜市地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」といいます。）では、「地域  
してん こうれいしゃ しょうがいしゃおよ こ とう たいしようしゃ ほけん してんとう かん ぶんやべつけいかく  
の視点から高齢者、障害者及び子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に  
きょうつう りねん ほうしんおよ ちいき とりくみ すいしん ほうこう めいじ かくたいしようしゃぜんたい ちいきせいかつ  
共通する理念、方針及び地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活  
じゅうじつ はか めざ くけいかく ちくべつけいかく すいしん とお みぢか ちいき  
の充実を図ること」を目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域で  
みまも ささあ しく だれ あんしん じぶん すこ く ちいき  
の見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づ  
くりのための取組を進めています。

しようと ちいき せいかつ しえん ひとびと く  
このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮  
らしの場である地域においての、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の  
そごうせい れんぞくせい してん かんれんづ おこな ちいきふくし だいじ してん  
総合性・連続性といった視点でとらえ、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大重要な視点です。

しさく てんかい あ かんけい ぶんやべつけいかく ゆうきてき れんどう  
施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくこと  
によって、一層の効果を上げていきます。

ぎょうせいぶんや せんもんせい じゅうじつ しつ たか しさく てんかい かんれん ぶんや  
行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野  
いしき せいごうせい はか とく じゅうし  
を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

た けいかく かんけいせい  
【他計画との関係性】

ち いきふくし ほ けんけいかく  
**地域福祉保健計画と**  
ふくし ほけん ぶらん かんけい  
**福祉保健4プランとの関係**

たてわ ふくし ほけんきょうせい  
縦割りの福祉保健行政を  
おうだんてき てんかい しく  
横断的に展開する仕組みづくり

よこはま地域包括ケア計画  
・介護保険事業計画  
(横浜市高齢者保健福祉計画)

よこはまし じょうがんしゃ ぶらん  
**横浜市障害者プラン**

よこはまし こども こそだ  
横浜市子ども・子育て支援事業計画

けんこうよこはま  
健康横浜21

こべつ ほうりつ たいしょうしゃ  
各別の法律により対象者の  
に一括 おうさーび すりよう せい  
ニーズに応じたサービス量の整  
びとう  
備等

かく ぶらん たいしょうしゃ ち いせいかつ  
各プランの対象者の地域生活  
を支えるため、それぞれのプラン  
が連携して進めるべき取組等  
例：  
○地域での見守り・支え合い  
○身近な地域で参加できる機  
会の充実 等

だい き よこはまし ち いきふくし ほ けんけいかく  
**第3期横浜市地域福祉保健計画**

よこはまし ち いき  
横浜市地域  
ふくし ほ けんけいかく  
福祉保健計画

よこはまし ち いき  
横浜市地域  
ふくし かつどうけいかく  
福祉活動計画

ち いきふくしほんけいかく ぱっせい いちぶかいてい  
※ 地域福祉保健計画から抜粋 (一部改訂)

ぶらん おうだんてき きほん  
4プランを横断的につなぐ基本  
しく  
の仕組みをつくる。  
・地区別計画  
・地域ネットワーク  
・住民活動間の横の連携支援  
・行政、専門機関・市民活動団  
体等の横の連携

3

だい き けいかく ぜんたいぞう  
第3期計画の全体像

だい き しょうがいじ しゃ せいかつ てーま ぶんるい  
第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。  
テーマ1では「出会う・つながる・助け合う」として、普及・啓発、相談  
支援、情報の保障及び災害対策を、テーマ2では「住む、そして暮らす」として、  
住まい及び暮らしを、テーマ3では「毎日を安心して健やかに過ごす」として、  
健康・医療、バリアフリー及び権利擁護を、テーマ4では「生きる力を学び・  
成長する」として、就労・就学、就職支援を、テーマ5では「生きる力の育成」として、  
心身の健康維持・向上を実現するための取り組みを行なっています。



1

で あ 出会う・つながる・助け合う

ふきゅう けいはつ そうだんしえん じょうほう ほしょう さいがいたいさく  
普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

32  
ページへ



2

す 住む、そして暮らす

す 住まい、暮らし

57  
ページへ



3

まいにち あんしん すこ す 每日を安心して健やかに過ごす

けんこう いりょう ばりあふりー けんりょうご  
健康・医療、バリアフリー、権利擁護

83  
ページへ

「育む」として、療育、教育及び人材の確保・育成を、最後に、テーマ5では「働く・活動する・余暇を楽しむ」として、就労、福祉的就労、日中活動、移動支援及び文化・スポーツ・レクリエーションを位置付けました。基本目標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら施策を進めます。(詳細は各テーマのページをご覧ください。)

テーマ  
**4**

生きる力を学び・育む

療育、教育、人材の確保・育成

**109**  
ページへ

テーマ  
**5**

働く・活動する・余暇を楽しむ

就労、福祉的就労、日中活動、移動支援  
文化・スポーツ・レクリエーション

**135**  
ページへ

## 4 くに どうこう 国 の 動 向

### (1) 共生社会の実現に向けて…

第1章

障害者施策に関する主な動きとしては、「**障害者の権利に関する条約**」(以下「**障害者権利条約**」といいます。)の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「**障がい者制度改革推進会議**」にて、基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「**第一次意見**」、同年12月に「**第二次意見**」をまとめました。

その意見を受け「**相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現**」を掲げることや、その考えを基にした「**障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方**」や「**横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方**」が閣議決定されました。

そして、**障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、「障害者基本法」**が差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込む形での改正となり、23年8月に施行されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**」(以下「**障害者虐待防止法**」といいます。)が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」(以下「**障害者差別解消法**」といいます。)が制定されました。

さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消の推進に関する基本方針が策定(閣議決定)されたほか、国・地方公共団体等においては当該機関における取組に関する対応要領(※地方の策定は努力義務)が、事業者においては主務大臣により事業分野別の対応指針(ガイドライン)が策定されました。このように、近年は「**障害者基本法**」の他にも多くの制度改革が行われました。

そして、これらの制度改革を受け、19年9月に障害者権利条約に署名していた状況から、**26年1月には批准をし、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。**

## (2) 自己決定・自己選択による地域生活へ…

障害福祉サービスの動向については、近年、地域生活支援を主眼として、市町村を中心に

サービス提供を行う体制を構築してきました。

平成 15 年には、これまで行政がサービス内容を決定する「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという「支援費制度」へ転換が図られました。

その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになると、18 年 4 月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みでのサービス提供が開始されました。

この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進や就労支援の強化などが盛り込まれたものの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、幾つかの施策が取られました。

また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度改革推進会議」で検討を重ねました。そして、23 年 8 月には骨格提言としてまとめ、それらを踏まえたうえで、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法」が 25 年 4 月に施行され、施行後 3 年を目途に検討を加え、30 年 4 月に、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行されました。

だい しょう けいかく がいよう  
第1章 計画の概要

第  
1  
章  
しよ  
う

ねんげつ 年月	くに どうこう 国の動向
ねいせい ねん 平成 18 年 4月	しょうがいしゃじりつしえんほう しこう しょうがいいちげんか しょうがいていどくぶんどうにゅうとう 「障害者自立支援法」施行（3障害一元化 障害程度区分導入 等）
ねん 19 年 9月	しょうがいしゃけんりじょうやく しょめい 「障害者権利条約」に署名
ねん 22 年 12月	しょうがいしゃじりつしえんほう かいせい はったつしょうがい たいしよう めいかくか 「障害者自立支援法」改正（発達障害が対象として明確化）
ねん 23 年 8月	しょうがいしゃきほんほう かいせい さべつ きんし きょういく はいりよ とう 「障害者基本法」改正（差別の禁止、教育の配慮 等）
ねん 24 年 10月	しょうがいしゃぎやくたいばうしほう しこう 「障害者虐待防止法」施行
ねん 25 年 4月	しょうがいしゃそうごうしえんほう いちぶしこう なんびょう ついか ちいきせいかつしえん じぎょう ついか とう 「障害者総合支援法」一部施行（難病の追加 地域生活支援事業の追加 等）
	くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶっびんとう ちょううつ すいしんとう かん ほうりつ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 (以下「障害者優先調達推進法」という。) 施行 くに ちほくこうきょううだんだいとう ちょううたづなはん さくてい (国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。)
	しょうがいしゃ ほうていこようりつ ひあ 障害者の法定雇用率の引き上げ みんかん ぱせん ぱせん ざようせい ぱせん ぱせん ひあ (民間 1.8%→2 %、行政 2.1%→2.3%に引き上げ)
ねん 26 年 1月	しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん 「障害者権利条約」批准
ねん 26 年 4月	せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ いか せいしんほけんふくしほう 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。) かいせい ほごしゃせいど はいし 改正（保護者制度の廃止）
	しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう ぐるーぶほーむいちげんか しょうがいしえんくぶん へんこう 「障害者総合支援法」施行（グループホーム一元化・障害支援区分へ変更）
ねん 27 年 1月	なんびょう かんじや たい いりょうとう かん ほうりつ しこう 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 こうへい あんていてき いりょうひじょせいせいで かくりつ (公平かつ安定的な医療費助成制度の確立)
ねん 28 年 4月	しょうがいしゃさべつかいじょうほう しこう 「障害者差別解消法」施行 さべつてきと あつか きんし ごうりてきはいりよ ふでいきょう きんし (差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止) かいせいじょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ いか しょうがいしゃこようそくしんほう 「改正障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。) しこう こようぶんや さべつ きんし 施行（雇用分野における差別の禁止）
ねん 28 年 12月	せいねんこうけんせいで りよう そくしん かん ほうりつ しこう 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
ねん 30 年 4月	しょうがいしゃ ほうていこようりつ ひあ 障害者の法定雇用率の引き上げ みんかん ぱせん ぱせん ざようせい ぱせん ぱせん ひあ (民間 2 %→2.2 %、行政 2.3%→2.5 %に引き上げ)
	しょうがいしゃそうごうしえんほうかいせいおよ じどうふくしほう いちぶ かいせい ほうりつ しこう 「障害者総合支援法改正及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行